

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算に関する届出等について

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省及びこども家庭庁から、令和7年3月7日付けで「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」及び「福祉・介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」について」が別添のとおり示されましたので、お知らせします。

つきましては、令和7年4月または5月から福祉・介護職員等処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」とする。）を新たに取得又は令和6年度から継続する場合は、令和7年4月15日（火）までに別紙様式により、オンライン申請フォームにて、令和7年度処遇改善計画書のご提出をお願いします。

なお、令和6年度と令和7年度では計画書の様式が異なりますので、ご注意ください。

記

I. 令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する届出

1 提出書類・提出期限

(1) 令和7年4月または5月から処遇改善加算を新たに取得又は令和6年度から継続する場合

＜提出書類＞

【オンライン申請フォームで提出】

①別紙様式2-1、2-2 処遇改善計画書 ※令和6年度とは様式が異なります。

②（必要な場合のみ）別紙様式5 特別な事情に係る届出

【郵送で提出】

③（新規で算定又は区分を変更する場合のみ）介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書、総括表（児童福祉法のサービスについては「障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制等に関する届出書」および「総括表」）

【様式の掲載箇所について】

様式は下記の岐阜県ホームページに掲載しています。

【県ホームページ】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/215005.html>

※障害福祉サービス事業所等の事務負担・文書量の削減の観点から、計画書の提出に当たり、記載内容の根拠となる資料、就業規則・賃金規程等及び労働保険に加入していることが確認できる書類の添付は求めませんが、当該資料等を都道府県知事等から求めがあった場合には速やかに提示できるよう適切に保管してください。

＜提出期限＞

①～③のいずれも令和7年4月15日（火）【厳守】

（２）令和7年6月以降に処遇改善加算を新たに算定する場合

＜提出書類＞

【オンライン申請フォームで提出】

①処遇改善計画書

②（必要な場合のみ）特別な事情に係る届出

【郵送で提出】

③介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書、総括表（児童福祉法のサービスについては「障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制等に関する届出書」および「総括表」）

＜提出期限＞

①、②：処遇改善加算を算定する月の前々月の末日

③：処遇改善加算を算定する月の前月15日

3 提出先

※例年、提出先の間違が多いですので、ご注意ください。

（１）岐阜圏域（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）

に所在する指定事業所・施設

岐阜市内に所在する指定障害児入所施設

→ 岐阜県 岐阜地域福祉事務所

（２）上記（１）以外の指定事業所・施設

※複数の圏域にまたがって事業所・施設を運営する法人を含む

→ 岐阜県健康福祉部 障害福祉課

※1 岐阜市から指定を受けている事業所については、岐阜市障がい福祉課へ届出を行ってください。また、複数の事業所について一括して届出を行う場合（法人単位で届出を行う場合）で、複数の指定権者から指定を受けている場合については、それぞれの指定権者に届出を行う必要があります。

※2 岐阜県及び岐阜市以外の指定権者から指定を受けている場合は、※1中の「岐阜市」を当該指定権者に読み替えて対応してください。

例１ 大垣市に所在する「就労継続支援Ａ型事業所」と瑞穂市に所在する「放課後等デイサービス事業所」とを運営している法人

大垣市：就労継続支援Ａ型事業所	→ 岐阜県指定（障害福祉課）
瑞穂市：放課後等デイサービス事業所	→ 岐阜県指定（岐阜地域福祉事務所）

指定権者がどちらも岐阜県であり、**岐阜県（障害福祉課）**に合わせて計画書を提出する。

例２ 岐阜市に所在する「就労継続支援Ａ型事業所」と大垣市に所在する「放課後等デイサービス事業所」を運営している法人

岐阜市：就労継続支援Ａ型事業所	→ 岐阜市指定
大垣市：放課後等デイサービス事業所	→ 岐阜県指定

それぞれの指定権者ごとに提出する必要があるため、**岐阜市と岐阜県（障害福祉課）の両方**に計画書の届出を行う必要がある。

例３ 岐阜市に所在する「就労継続支援Ａ型事業所」と瑞穂市に所在する「放課後等デイサービス事業所」を運営している法人

岐阜市：就労継続支援Ａ型事業所	→ 岐阜市指定
瑞穂市：放課後等デイサービス事業所	→ 岐阜県指定（岐阜地域福祉事務所）

それぞれの指定権者ごとに提出する必要があるため、**岐阜市と岐阜県（岐阜地域福祉事務所）の両方**に計画書の届出を行う必要がある。

例４ 岐阜市に所在する「就労継続支援Ａ型事業所」、大垣市に所在する「放課後等デイサービス事業所」、瑞穂市に所在する「生活介護事業所」を運営している法人

岐阜市：就労継続支援Ａ型事業所	→ 岐阜市指定
大垣市：放課後等デイサービス事業所	→ 岐阜県指定（障害福祉課）
瑞穂市：生活介護事業所	→ 岐阜県指定（岐阜地域福祉事務所）

それぞれの指定権者ごとに提出する必要があるため、**岐阜市と岐阜県（障害福祉課）の両方**に計画書の届出を行う必要がある。

- ※ 基準該当事業所については、登録等を受けた各市町村へ届出が必要になります。
- ※ 提出期限、添付書類等、届出に係る取扱いについては、各指定権者により異なる場合がありますので、届出先の都道府県等にご確認ください。

４ 提出方法

書類に応じて、オンライン申請フォーム又は郵送により提出してください。

（１）オンライン申請フォーム場合、URL は、下記県ホームページ中に記載されています。
なお申請フォームは、その計画書の提出先（上記３）により異なりますので、ご注意ください

さい。

【県ホームページ】(再掲)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/215005.html>

※上記申請フォームに提出しても、「障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業」の申請をしたことにはなりませんので、別途提出が必要です。提出書類や提出方法等については、別途通知します。

(2) 郵送の場合の届け出先は、以下のとおりです。

- ①岐阜県 岐阜地域福祉事務所 地域福祉第二係
〔〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53
OKBふれあい会館 第2棟 4階〕
- ②岐阜県健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係
〔〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁12階〕

5 その他留意事項

- 加算対象となる職種、加算の見込額の計算方法等詳細については、令和7年3月7日付け「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年度分)」及び「福祉・介護職員等処遇改善加算に関するQ&A(第1版)」について」を参照の上、届出を行ってください。
- 加算算定期間中に事業所を新規で設立した場合などに、加算算定事業所を追加する場合は、別紙様式4により変更の届出を行ってください(Ⅲ. 変更の届出等について参照)。

Ⅱ. 令和7年度から加算の算定を停止する場合について

令和6年度に加算を取得しており、令和7年度は加算を取得しない場合については、計画書の提出は不要ですが、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」および「総括表」(児童福祉法のサービスについては「障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制等に関する届出書」および「総括表」)の提出が必要となりますので、期日までに提出してください。

Ⅲ. 変更の届出等について

1 変更の届出

別紙様式4に記載されている①～⑥の内容に変更がある場合は、別紙様式4及び必要な添付書類により変更の届出を行う必要があります。別紙様式4の①～⑤に定める事項については、前月15日までにご提出ください。⑥に定める事項については、実績報告書提出時にあわせてご提出ください。

2 特別事情届出書

事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く)を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、別紙様式5の特別な事情に係る届出書により届出が必要です。

Ⅳ. 実績報告について

障害福祉サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、福祉・介護職員処遇改善実績報告書の提出が必要です。なお、令和6年度分の処遇改善実績報告書の提出につきましては、後日通知しますので、そちらを参照してください。

例1. 令和8年3月まで算定する場合

⇒ 最終の加算の支払が令和8年5月であるため、令和8年7月までに提出する必要がある。

例2. 令和7年5月まで算定する場合

⇒ 最終の加算の支払が令和7年7月であるため、令和7年9月までに提出する必要がある。

なお、実績報告書の提出がない場合、加算額が全額返還となることもありますので、遺漏のないようご注意ください。

(参考)

「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成24年8月31日付厚生労働省事務連絡）」

問20

期限までに実績報告が行われない場合は、実施期間中の当該加算は全額返還となるのか。

答

加算の算定要件で実績報告を行うこととしており、指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。

○本通知に係る問い合わせ先

※問い合わせ先は上記Ⅰ. 3のとおり、計画書の提出先により異なります。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係		
係長	若原	担当	高田
電話	058-272-8302		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

所属	岐阜県岐阜地域福祉事務所 福祉課地域福祉第二係		
係長	永田	担当	菊川
電話	058-272-8287		
E-mail	c22801@pref.gifu.lg.jp		